

前払費用

Q : 前払費用は、決算対策に使えると聞きました。前払費用ってどんなものなのですか？

A : 次のようなものをいい、一定の短期前払費用を決算対策に使います。

【解説】

前払費用とは、一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうちその事業年度終了の時ににおいてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいい、企業会計では、原則として貸借対照表の資産の部に計上することとされています。

したがって、本来であれば、来期分の経費になるものですが、その期の損金にならないのですが、法人税では、次の要件を満たしている場合に限り、その支払った日の損金に算入することができる短期前払費用の特例を認めることとしています。

- ① 前払費用であること
まず、前払費用に該当するものでなければなりません。
- ② 支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものであること
- ③ 每期継続適用すること
利益操作を防止するため、継続適用が要件になっています。
- ④ 重要性の乏しいもの
- ⑤ 収益との対応が必要でない費用であること

具体的には、家賃や地代、保険料、雑誌などの購読料などがこれに該当します。

